

平成30年2月臨時会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成29年度2月補正予算等関係(臨時会関係))

教 育 委 員 会

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満の四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成30年2月臨時会 議案説明資料目次（2月補正予算関係（臨時会関係））

教育委員会

【予算関係】

（一般会計）

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	平成29年度鳥取県一般会計補正予算（第5号）		
	1 補正予算説明資料	（総括表）	1
		教育環境課	2
	2 歳入歳出事項別明細書		3
	3 繰越明許費に関する調書		4

【予算関係以外】

（報告）

報告番号	件名	課名等	頁
第1号	議会の委任による専決処分 ¹ の報告について （3）鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴え の提起について（平成30年1月15日専決）	人権教育課	5
第3号	長期継続契約の締結状況について	博物館	6

議案説明資料総括表

教育委員会(単位:千円)

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国 支 出	庫 金	起 債	そ の 他 一 般 財 源	
(一般会計)								
教育環境課	4,776,875	164,850	4,941,725	19,429	<72,500> 145,000		421	
合計	66,997,448	164,850	67,162,298	19,429	<72,500> 145,000		421	県費負担額 72,921

(注) 起債の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。

県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

(一般会計)	
教育環境課	特別支援学校エアコン整備事業費

平成29年度一般会計補正予算（臨時会関係）説明資料

10款 教育費

5項 特別支援学校費

教育環境課（内線：7933）

2目 特別支援学校費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
特別支援学校エアコン整備事業費	5,646	164,850	170,496	19,429	<72,500> 145,000		421	県費負担額 72,921
トータルコスト	7,236	164,850	172,086	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	0.2人	0.0人	0.2人	委託、工事内容の調整				
工程表の政策目標（指標）	特別支援教育の充実							
事業内容の説明								
1 事業の概要								
国の平成29年度補正予算を活用し、老朽化により更新の必要性・緊急性が高い特別支援学校のエアコンの更新を行う。								
2 事業内容								
学校名	整備内容							
米子養護学校	平成4年度～11年度に整備した管理棟、管理教室棟、特別教室棟、中学部棟、高等部棟のエアコン更新（76台）							
鳥取聾学校 ひまわり分校	平成5年度～11年度に整備した幼稚部棟のエアコン更新（9台）							
3 これまでの取組状況、改善点								
特別支援学校のエアコン整備は平成15年度には全教室への導入を完了したが、導入から長年が経過し、老朽化が進行している。								
更新は老朽化の状況等を判断しながら平成26年度から年次計画的に行っている。								
年度	学校名	台数	備考					
平成26年度	鳥取盲学校	15台	平成25年度国の経済対策補正					
	白兔養護学校	42台						
平成27年度	皆生養護学校	44台	—					
平成28年度	皆生養護学校	38台	平成27年度国の経済対策補正					
	白兔養護学校	43台						
平成29年度	鳥取盲学校	19台	平成28年度国の経済対策補正					
	白兔養護学校	10台						
	倉吉養護学校	22台						

（注）起債額の上段< >書きは交付税措置額を除いた金額である。
 県費負担額は起債欄の< >書きの金額と一般財源の金額を加算したものである。

平成29年度 2月補正予算(臨時会関係)歳入歳出事項別明細書

(単位:千円)

款 項 目	10款 教育費									
	節 別	補正前	補正額	補正後	5項 特別支援学校費			2目 特別支援学校費		
					補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報 酬		1,808,462		1,808,462	214,549		214,549	212,456		212,456
2 給 料		26,968,298		26,968,298	3,036,887		3,036,887	3,036,887		3,036,887
3 職 員 手 当 等		18,074,433		18,074,433	1,772,833		1,772,833	1,772,833		1,772,833
4 共 済 費		9,001,370		9,001,370	1,007,085		1,007,085	1,007,085		1,007,085
5 災 害 補 償 費										
6 恩 給 及 び 退 職 年 金		59,794		59,794						
7 賃 金		29,154		29,154	2,505		2,505	2,505		2,505
8 報 償 費		147,057		147,057	13,117		13,117	4,860		4,860
9 旅 費		583,574		583,574	33,020		33,020	1,572		1,572
費用弁償		31,842		31,842	992		992	710		710
普通旅費		474,508		474,508	29,882		29,882	205		205
特別旅費		77,224		77,224	2,146		2,146	657		657
10 交 際 費		360		360						
11 需 用 費		1,146,088		1,146,088	156,955		156,955	9,138		9,138
12 役 務 費		255,275		255,275	17,943		17,943	3,572		3,572
13 委 託 料		2,155,738	4,423	2,160,161	60,522	4,423	64,945	18,871	4,423	23,294
14 使用料及び賃借料		1,343,978		1,343,978	12,771		12,771	2,331		2,331
15 工 事 請 負 費		1,991,222	160,427	2,151,649	76,122	160,427	236,549	76,122	160,427	236,549
16 原 材 料 費		9,959		9,959						
17 公 有 財 産 購 入 費		55,264		55,264						
18 備 品 購 入 費		315,855		315,855	41,667		41,667	27,162		27,162
19 負 担 金、補 助 及 び 交 付 金		2,189,216		2,189,216	746		746	746		746
20 扶 助 費		99,659		99,659						
21 貸 付 金		1,680		1,680						
22 補 償、補 填 及 び 賠 償 金		119,762		119,762						
23 償 還 金、利 子 及 び 割 引 料		74,579		74,579						
24 投 資 及 び 出 資 金										
25 積 立 金		181,036		181,036						
26 寄 付 金										
27 公 課 費		541		541						
28 繰 出 金		385,094		385,094						
予 備 費										
計		66,997,448	164,850	67,162,298	6,446,722	164,850	6,611,572	6,176,140	164,850	6,340,990
財 源	財 庫 支 出 金	10,740,421	19,429	10,759,850	893,717	19,429	913,146	893,217	19,429	912,646
源 地 方 債		4,210,000	145,000	4,355,000	86,000	145,000	231,000	86,000	145,000	231,000
内 そ の 他		2,531,326		2,531,326	10,291		10,291	1,576		1,576
一 般 財 源		49,515,701	421	49,516,122	5,456,714	421	5,457,135	5,195,347	421	5,195,768

繰越明許費に関する調書

追加分

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	備考
10 教育費	5 特別支援学校費	2 特別支援学校費	特別支援学校エアコン整備 事業費	千円 170,496	千円 164,850	国の補正予算により行う事業について、年度内に事業完了することが困難であるため。
計				170,496	164,850	

件名	<p>議会の委任による専決処分報告について</p> <p>(3) 鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について</p> <p>(平成30年1月15日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由</p> <p>地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、鳥取県進学奨励資金貸付金の返還請求等に係る訴えの提起について、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 請求の相手方</p> <p>倉吉市内 個人3名(借受者及び借受者の連帯保証人)</p> <p>(2) 請求の趣旨</p> <p>鳥取県進学奨励資金貸付金の借受者及びその連帯保証人である相手方に対し、当該貸付金の返還を求めるとともに、訴訟費用の負担を求める。併せて、当該貸付金の返還について、仮執行の宣言を求める。</p> <p>(3) 請求までの経過</p> <p>① 平成10年12月の返還開始当初から全く返還がなく滞納となっていた。</p> <p>平成21年8月から平成22年2月まで継続して一部返還があった。</p> <p>その後は、再三にわたり、文書・電話による催告及び個別訪問を行うが滞納は続き、平成24年3月に法的措置予告を通知したが、平成25年2月の一部返還があったのみである。</p> <p>② 平成26年度、平成27年度に債権回収会社へ委託したところ、委託期間中に一部返還があった。</p> <p>一部返還は、平成28年3月まで続いたが、平成28年4月以降は返還が途絶え、連絡もとれない状況が続いていた。</p> <p>③ 支払督促を裁判所に申し立てたところ、借受者及び連帯保証人から分割支払の異議申立があり、民事訴訟法の規定により訴訟へ移行した。</p> <p>(4) 当該奨学金の返還滞納額</p> <p>当該奨学金の返還滞納額は、429,492円である。</p> <p>【参考】</p> <p>管轄裁判所は、倉吉簡易裁判所である。</p>

長期継続契約の締結状況について

報告第3号

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	博物館	物品 保守	ノートパソコン	7台	鳥取市商栄町203番地6 株式会社モリックスジャパン	858,600	平成30年1月5日 ～平成35年1月4日	鳥取県立博物館